

電気供給約款の変更に関するお知らせ

大阪ガスの電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は2026年8月1日付で電気供給約款を以下の通り変更いたします。

記

1. 電気供給約款の変更内容について

(1) 災害時の特別措置に関する規定を追加します。

災害救助法の適用地域または激甚災害の対象地域において、お申し出にもとづき以下の特別措置を実施いたします。

なお、災害発生時には、対象地域やお申込み方法などを当社のホームページに掲載する方法でお知らせいたします。当社が必要であると判断した場合、申込み時に災証明書を提出していただくことがあります。

①電気料金の支払期日の1ヶ月延長

災害発生日の前月分^{※2}から災害発生日の翌々月分までの電気料金の支払期日をそれぞれ1ヶ月延長いたします。

※2 支払期日が災害発生日以降のものに限ります。

②不使用月の基本料金等免除

災害により被害を受けた時から継続して全く電気を使用しない場合、災害が発生した月から6ヶ月後の末日まで、全く使用しない期間が属する料金算定期間は基本料金等^{※3}を免除いたします^{※4}。

※3 基本料金、最低料金、ならびに最低料金に適用される燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金をいいます。

※4 特高・高圧のお客さまについては、災害により被害を受けた時から継続して全く電気を使用しない場合、災害が発生した月から6ヶ月後の末日まで、1日の使用量が0kWhの日ごとに基本料金等を4%割引いたします。

③工事費負担金等相当額の免除

災害により被害を受けた時から継続して電気を使用されずに契約を廃止された後、同じ場所でお客さまが電気の契約を申込みされた場合などに伴う工事費負担金等相当額を、託送供給等約款の定めに従い免除いたします。

④被災により使用できなくなった電気設備等の基本料金相当額の免除^{※5}

お客さまの電気設備等が被災により一時的に使用不能となった場合は、災害が発生した月から6ヶ月後の末日まで、使用不能となった設備に相当する基本料金を免除いたします。

※5 低圧のお客さまに限ります。

(2) 延滞利息の利率を法定利率に変更します。

(3) 表現の統一等その他所要の改定を行います。

以上